

2020年4月1日（水曜）

## 全労金2020春季生活闘争ニュース・第27号

【全労金2020春季生活闘争統一スローガン】  
なくそうハラスメント！増やそう賃金！求めよう安心して働き続けられる職場！

### 中央労使協議会を開催し、「回答書」を受理しました！

#### ◎第 132回中央労使協議会を開催しました。

全労金は、2月26日開催した第 129回中央労使協議会において、労金協会に対し「子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得制度の早期導入」「奨学金制度利用者に対する支援」に関する「申入書」を提出して、それぞれの課題について「中央労使間で協議を開始する」ことを求めました。

以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による政府からの「学校等の一斉休業要請」を踏まえ、2020春季生活闘争を一時中断した時期もありましたが、3月31日10時30分から第 132回中央労使協議会を開催し、「申入書」に対する「回答」として、「両課題についての趣旨と必要性を理解し、協会と全労金で協議を開始する」との「回答書」を受理しました。

#### 《第 132回中央労使協議会の概要》

「回答書」を受け取ったうえで、協会からは、日頃の業務に邁進する職員への感謝に加えて、新型コロナウイルス感染症に関わる対応や春季生活闘争への取り組みについて触れられたうえで、回答書に記載された内容が説明されました。

具体的には、「子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得は、2021年1月から法施行される。法改正は育児や介護の局面で、男女がともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭の両立ができる社会の実現をめざすために、2017年1月の法改正をさらに緩和するものだ。働く女性の権利確立は、長い間の女性労働者を中心とした労働組合運動が取り組んできた大きなテーマである。労働組合の闘いが政府をして法律改正せざるを得ない、しかも今回の時間単位取得は、雇用者側に休暇を与えることが義務づけられた制度改正となった。職員が安心して働き続けることができる雇用環境の整備は労働金庫にふさわしい組織風土の確立に向けた取り組みの柱のひとつであり、業態にとっても重要なものだと考える。その意味で、7月からの前倒し実施に異論はない。業態全体の合意形成を図るために、金庫に対して丁寧に説明し、スピード感をもって具体化を図りたい」「奨学金制度利用者への支援については、中央労福協と連携して取り組みを進めており、全労金の調査からも一定数の利用者があり、課題があることは想像に難くない。職員が安心して働き続けることができる雇用環境の整備の一環として、検討していかなければならないと考えている。業態全体の課題として具体的にどう手立てを講じるかは検討していきたい。金庫の意見を聞く必要もあり、ある程度の時間がかかることは了解

願う」等と表明がされました。

協会の表明に対し、全労金からは、「申入れに対して、子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得の早期制度導入に向けた具体的な取り扱い等の協議に応じること、そして、奨学金制度利用者への支援について、申入れの趣旨を理解し、労金協会と全労金で協議を開始する、とする回答が示された。申入れに対して、真摯に検討をいただいた結果であると認識している」「今後、中央労使の精力的な協議を進め、労金業態に働く労働者の安心感やモチベーションを高め、貴重な人材が労金業態をやめることなく定着し、将来に希望を持って、労金運動や労働者自主福祉運動を展開し、労働金庫が会員や勤労者、そして、社会から求められている役割の発揮と、労働金庫の持続可能な発展に結び付けていきたい」等と表明しました。

全労金は、今後、両課題について、スピード感を持って労金協会との協議を進めます。特に、「子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得」については、組合員の要望の強い課題と認識していますので、早期の導入に向けて具体的な制度協議を進めます。

### **◎全労金2020春季生活闘争は、3月31日までに12単組が基本合意を表明しました！**

3月31日までに基本合意を判断した単組における回答では、「統一要求課題」である「基本賃金の改善」に対し、有額回答が示されたのは、正職員が6単組、嘱託等職員が10単組となっています。同じく「一時金」については、昨年実績以上の回答が示されているのは、正職員が12単組、嘱託等職員が11単組となっています。賃金・一時金のいずれかにおいて、新たな原資を引き出すことができた単組は、11単組となっております。

なお、全労金2020春季生活闘争は、「統一闘争」として「相互に協力・支援する体制を構築する」としており、自単組が合意に達して妥結収拾を図った場合でも、全単組の交渉・協議が終了するまで闘争体制は解除せず、いつでも支援できる体制を維持することとしています。

2020春季生活闘争は大詰めを迎えています。今現在も、すべての職員がお互いを思いやり、労金業態で働くことに自信と誇りを持つことができる組織風土へ改革するために、要求実現をめざし交渉・協議を続けている単組があります。組合員のみなさんには、引き続き、全国の動向を注視していただくようお願いします。

以 上

**【全労金2020春季生活闘争統一スローガン】**  
なくそうハラスメント！増やそう賃金！求めよう安心して働き続けられる職場！